

ID: 63

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町民プール使用料条例 第1条及び第2条		
例 規 番 号	昭和49年条例第17号		
【基準】			
第1条、第2条及び第6条の規定による。			
第1条 本町の経営する水泳場を使用しようとするものは、次の使用料を納めなければならない。			
(1) 児童、生徒1人1回につき50円			
(2) 高等学校生徒1人1回につき80円			
(3) その他の者1人1回につき100円			
第2条 水泳場を専用しようとするものは、町長の承認を受け、別表の使用料を納めなければならない。			
第6条 次に掲げるものは、使用料を徴収しない。			
(1) 町長の発行した特別入場券を所有するもの			
(2) 町長が指定した時間内に使用する教員引率の町立小、中学校の児童生徒			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日